## ○南相馬市大学生等宿泊支援事業実施要綱

平成31年3月25日 告示第64号 改正 令和4年3月24日告示第69号 令和4年3月31日告示第78号 令和5年7月12日告示第156号

(趣旨)

第1条 この告示は、交流人口の拡大を図るため、地域と大学等との対話及び交流を通じた連携・協力・協働によるまちづくり、人づくりを目指し、もって本市の活性化に寄与するため、大学等が市内で行う地域課題解決のための取組等に係る宿泊費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
  - (1) 大学等 大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校をいう。
  - (2) 教授等 大学等の教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。
  - (3) 学生 大学等の学生をいう。

(助成対象者)

- 第3条 この告示において助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 市内で地域課題解決のための取組等を行う教授等又は学生
  - (2) 助成金の受領を宿泊施設に委任する者
  - (3) 本市と継続的な関わりをもつ意思のある者

(助成額等)

- 第4条 助成の額は、市内で地域課題解決のための取組等を行う際の宿泊1泊につき1人当たり3,000円とする。ただし、当該宿泊に係る費用が3,000円に満たない場合は、当該宿泊に係る費用の額とする。
- 2 助成は、助成対象者又は助成対象者の代表者に対し大学生等宿泊支援事業助成券(様式 第1号。以下「助成券」という。)を交付し、助成金の受領の委任を受けた宿泊施設へ費 用を支払う方法で実施する。
- 3 宿泊時における飲食料金その他の宿泊に付随して受けたサービス料金は、当該サービス を受けた者の負担とする。
- 4 助成を受けることのできる宿泊数は、1人当たり年度内18泊を限度とする。 (申請)
- 第5条 助成券の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宿泊を希望する 14日前までに大学生等宿泊支援事業助成券交付申請書(様式第2号。以下「申請書」と いう。)を市長に提出しなければならない。

(通知及び助成券の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認

めたときは、助成を決定し、大学生等宿泊支援事業助成券交付決定通知書(様式第3号。 以下「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、助成券の交付の決定を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、助成券を 交付する。
- 3 助成券は、原則として再発行しない。 (内容の変更)
- 第7条 利用者は、助成券に記載された内容を変更しようとするときは、申請書を市長に再 度提出しなければならない。
- 2 前項の申請に係る審査の結果の通知及び変更後の助成券の交付については、前条の規定を準用する。

(利用できる宿泊施設)

- 第8条 利用者が利用できる宿泊施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1 項に規定する許可を受けたものが宿泊営業を営む施設。以下同じ。)は、次の各号のいず れかに該当する市内の宿泊施設とする。
  - (1) 南相馬市旅館ホテル組合に加盟する宿泊施設
  - (2) 農家民宿かあちゃんの会に加盟する宿泊施設
  - (3) その他市長が認めるもの

(助成券の効力等)

- 第9条 助成券は、助成券に記載された期間中に限り、効力を有する。
- 2 助成券に記載された内容に変更が生じた助成券及び助成券に記載された宿泊期間内に利用しなかった助成券は、無効とする。

(助成券の利用方法等)

- 第10条 利用者は、宿泊する当日、宿泊する宿泊施設に助成券を提出し、宿泊施設が定める宿泊の手続きをしなければならない。
- 2 宿泊費と助成額との差額については、利用者が負担するものとする。

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用者は、地域課題解決のための取組等以外の目的で助成券を利用し、又は第三者に助成券を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(取消し、返還等)

- 第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者に対し、 助成券の交付決定を取消し、助成券を利用していた場合は、助成券相当の金額を請求する ことができる。
  - (1) 助成券を不正に使用し、又は他の目的に使用したとき。
  - (2) この告示の規定に違反したとき。
  - (3) 前号に掲げるもののほか、市長が不当と認めたとき。

(報告書の提出)

第13条 利用者は、市内での地域課題解決のための取組等が完了したときは、速やかに活動報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(請求)

- 第14条 宿泊施設は、毎月初日から当月末日までに受領した助成券を集計し、翌月の20日までに大学生等宿泊支援事業請求書(様式第5号。以下「請求書」という。)に当該助成券を添付し、市長に請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求書の内容を審査し、当該請求のあった日から起算して30日以内に支払うものとする。 (その他)
- 第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
  - この告示は、平成31年4月1日から施行する。 附 則(令和4年3月24日告示第69号)
  - この告示は、令和4年4月1日から施行する。 附 則(令和4年3月31日告示第78号)
  - この告示は、公布の日から施行する。 附 則 (令和5年7月12日告示第156号)

# 様式第1号(第4条関係)

# 大学生等宿泊支援事業助成券

南相馬市大学生等宿泊支援事業実施要綱第6条第2項の規定により、助成券を交付します。

本券は、宿泊手続をする際に宿泊施設に提出してください。

助成券番号					
助成額	1人当たり3,000円/泊				
<b>宏光</b> 期間	沙台米佐	宿泊者	タニンパム セケラル		
宿泊期間	泊数	大学等名	氏名	宿泊施設	
注意事項	・地域課題課解決のための取組等以外の目的で利用しないこと。				
	・本券を第三者に譲渡又は転貸しないこと。				
	・宿泊期間内に利用しない場合、本券は無効となります。				
	・宿泊期間又は宿泊者に変更が生じた場合又は宿泊する予定がな				
	くなった場合は、速やかに変更後の内容で再度申請してくださ				
	l Vo				
	・本券の不正利用が判明したときは、本券の返還及び助成券相当				
	の金額を請求します。				
	・宿泊に係る費用が3、000円に満たない場合の助成額は、消				
	費税を除く宿泊に係る費用の額となります。				

年 月 日

南相馬市長

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

南相馬市長

 申請者
 住
 所

 大学等名
 氏
 名

 電話番号

# 大学生等宿泊支援事業助成券交付申請書

南相馬市大学生等宿泊支援事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり助成券の交付を申請します。

記

#### 1 申請内容

活動内容					
宿泊期間		泊数	宿泊者	<b>グニット セニュル</b>	
			大学等名	氏名	宿泊施設

# 2 同意事項

申請に当たっては、南相馬市大学生等宿泊支援事業実施要綱の規定に従うこと。 申請者及び本申請書に記載のある全ての宿泊者の助成金の受領は、助成券を提出した宿 泊施設に委任すること。

#### 3 添付書類

宿泊者の学生証、職員証又はその他それを証する書類

様式第3号(第6条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

南相馬市長

# 大学生等宿泊支援事業助成券交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大学生等宿泊支援事業助成券の交付について、 下記のとおり決定しましたので、南相馬市大学生等宿泊支援事業実施要綱第6条1項の規 定により通知します。

# 大学生等宿泊支援事業活動報告書

## 1 活動内容

1 伯野川1台								
大学等名								
代表者名								
参加人数								
実施期間	年	戶 月	日	から	年	月	目	
活動報告、今後の課題等								
継続的に南相馬市と関わ	□みなみそう					ぃみト	Š. D	
かた時の方法 (実施したも	友達登録	スワン I	107/0	トグてリ	よかりはし	ノベノよ	)	
のを1つ以上チェックし	及建立蛛 □Faceb	0014	: <i>1</i> -1-1-1	net	9 0 7 9 7	マカ	ウント	
てください。)	「みなみそ						) V 1	
C \ /CC \ '0)	□その他(	7 500	714 U	J& J] (	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			)
連携・協力・協働した地域、地域の団体名等	L COME							,

# 2 添付書類

活動写真(3枚以上)

様式第5号(第14条関係)

年 月 日

南相馬市長

請求者 住所 宿泊施設名 代表者名

ED

# 大学生等宿泊支援事業請求書

南相馬市大学生等宿泊支援事業実施要綱第14条の規定により、下記のとおり請求いた します。

記

請求金額		円 (	月分)	
内訳	円×	人泊=	円	

銀行名等	
支店名等	
口座の種類	普通・当座
口座番号	
口座名義人	
(フリガナ)	